

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年9月4日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、次のとおり改正するものであります。

- (1) 新たに生じる次の事務に係る手数料を規定すること。
 - ア 建築基準法上の道路に接する幅が2メートル未満の敷地における建築について、交通上、安全上等の支障がない旨の認定
 - イ 国際的な規模の会議、競技会等のために、1年を超えて使用する仮設興行場等の建築許可
 - ウ 建築物の用途を変更し、一時的に興行場等として使用することの許可
- (2) 外壁に準防火性能を有していなければならない木造建築物等について、学校、劇場等一部の特殊建築物の外壁等には防火構造が求められていたが、その規定が削除されたため、同様に、条例で定めるホテル及び旅館の外壁等に防火構造を求める旨の規定を削除すること。
- (3) 移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

(秦野市建築基準条例の一部改正)

第1条 秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条本文中「がけ」を「崖」に、「こう配」を「勾配」に改め、同条ただし書中「がけ」を「崖」に改める。

第5条の見出し、同条第1項本文及び同項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「がけ」を「崖」に、「こう配」を「勾配」に改め、同条第2項及び第3項中「がけ」を「崖」に改める。

第6条の2本文中「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」を「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域」に改める。

第6条の4中「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」に改める。

第8条本文中「児童福祉施設等」の次に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加える。

第10条第2項第2号中「こう配」を「勾配」に改める。

第15条中「小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に、「類」を「類い」に改める。

第20条第2項本文中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第25条第1項本文中「主要構造部を」を削る。

第26条第2項及び第3項を削る。

第28条第1項中「主要構造部を」を削る。

第37条第2項第1号中「内法」を「内のり」に改める。

第41条（見出しを含む。）中「類」を「類い」に改める。

第42条第1号及び第2号中「いす」を「椅子」に改め、同条第3号中「いす席又はます席」を「椅子席又は升席」に改め、同条第4号中「類」を

「類い」に改める。

第43条第1項中「いす」を「椅子」に改め、同条第2項中「ます」を「升」に改め、同条第3項第2号本文中「類」を「類い」に改め、同条第5項中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同条第6項中「こう配」を「勾配」に、「類」を「類い」に改め、同条第7項中「こう配」を「勾配」に改める。

第44条第1項中「類」を「類い」に改め、同条第4項の表以外の部分中「いす」を「椅子」に改める。

第50条第2項第3号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「車庫は除く」を「車庫を除く」に改め、同項第1号及び第2号中「公共の用」を「公共のため」に改め、同条第6項中「第1項から前項まで」を「前5項」に改める。

第60条中「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を削る。

第62条第1項及び第2項中「法第7条の4第4項」を「法第7条の4第3項」に改める。

第65条第1項中「確認の申請」を「確認の申請書の提出」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第58条及び第59条から前条までの規定」を「前7条」に改める。

第67条第2項中「第26条第1項」を「第26条」に改める。

第68条中「法第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

第69条の2第1項第1号中「角切り」を「隅切り」に改め、同項第2号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に、「すべり止め」を「滑り止め」に改める。

別表第5第9号を次のように改める。

(9) 仮設建築物建築許可申請手数料

ア 法第85条第5項の規定によるもの 120,000円

イ 法第85条第6項の規定によるもの 160,000円

別表第5中第49号を第50号とし、第48号の次に次の1号を加える。

(49) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料 27,000円

第2条 秦野市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第59条第1項及び第61条第1項中「法第87条の2」を「法第87条の4」に改める。

別表第5中第50号を第51号とし、第49号の次に次の1号を加える。

(50) 用途の変更による建築物の一時使用許可申請手数料

- ア 法第87条の3第5項の規定によるもの 120,000円
- イ 法第87条の3第6項の規定によるもの 160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第1条の規定の施行の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は同法第2条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた申請等に係る手数料は、なお従前の例による。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

1 建築基準法上の道路に接する幅が2メートル未満の敷地における建築について、交通上、安全上等の支障がない旨の認定手数料の追加について
(条例別表第5関係)

(1) 法改正の概要

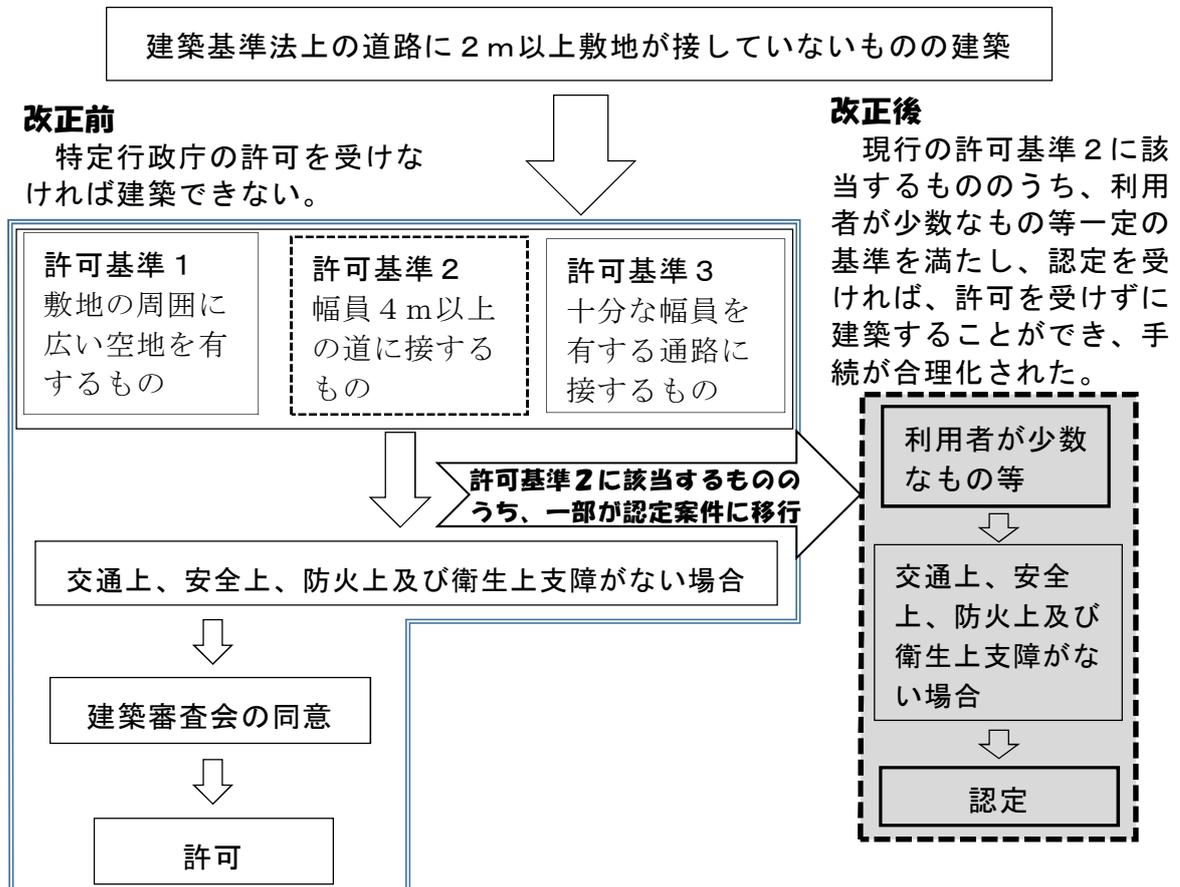
建築物は、その敷地が道路に2メートル以上接していなければ建築できません。ただし、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたとえ、建築審査会の同意を得て許可したものについては、敷地が道路に2メートル以上接していなくても建築することができます。

建築基準法の改正により、この接道規制の適用除外に係る手続の合理化が図られ、従来許可をしていたもののうち、一定の基準を満たすものについては、建築審査会の同意を得ることなく、特定行政庁が認定することにより建築が可能となりました。

(2) 認定対象となる建築物

その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接している建築物のうち、利用者が少数であるもの。

(3) 手数料 27,000円



2 国際的な規模の会議、競技会等のために、1年を超えて使用する仮設興行場等の建築許可手数料の追加について（条例別表第5関係）

(1) 法改正の概要

現行では、仮設興行場、博覧会建築物等の仮設建築物については、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、1年以内の期間を定めてその建築を許可することができます。

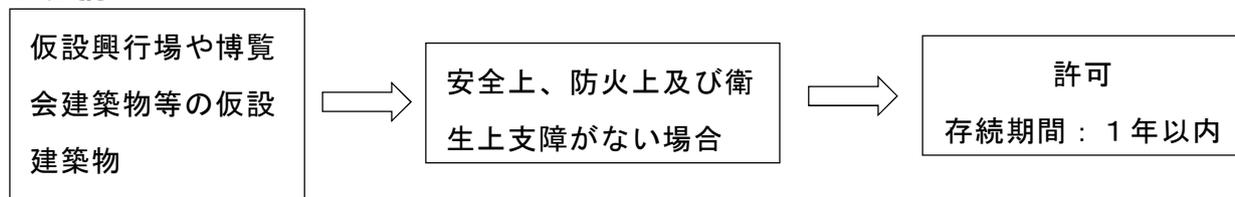
建築基準法の改正により、国際的な規模の会議、競技会等のために使用する仮設興行場等については、安全上、防火上及び衛生上支障がないことに加え、公益上やむを得ないと認められ、建築審査会の同意を得た場合には、1年を超える期間を定めてその建築を許可できるようになります。

(2) 許可対象となる建築物

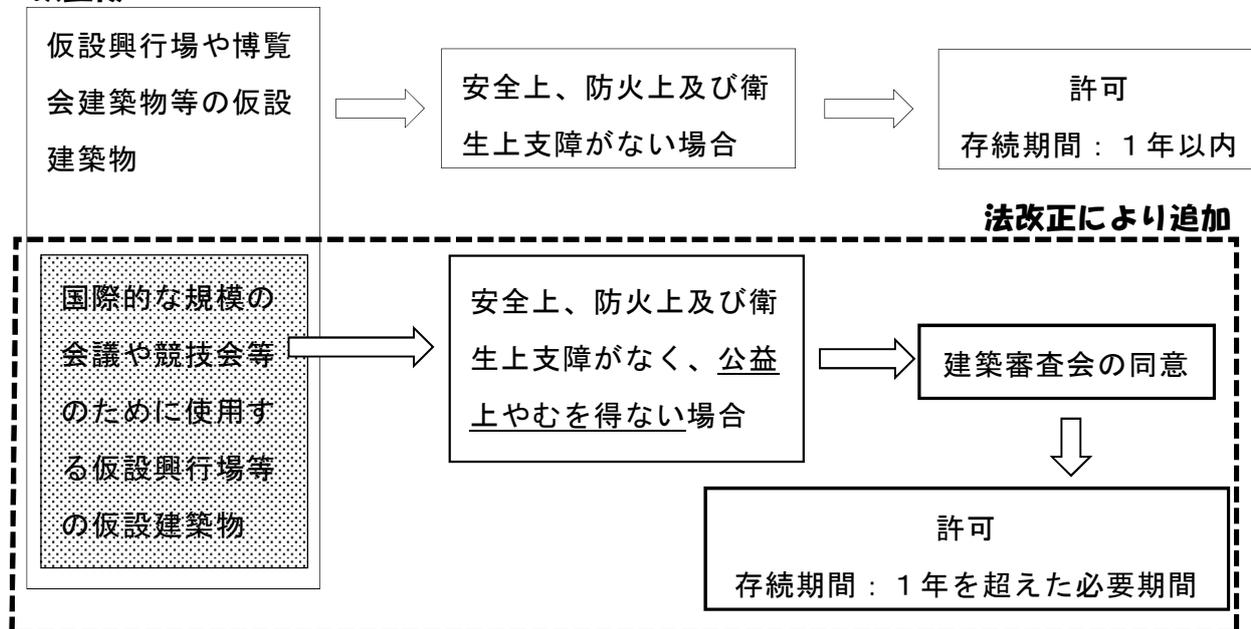
国際的な規模の会議、競技会等のために使用する仮設興行場等

(3) 手数料 160,000円

改正前



改正後



3 建築物の用途を変更し、一時的に興行場等として使用することの許可手数料の追加について（条例別表第5関係）

(1) 法改正の概要

現行では、既存建築物の用途を変更する場合には、建築基準法の各規定に適合させる必要があります。

建築基準法の改正により、既存建築物の用途を変更し、一時的に興行場、博覧会建築物等として又は国際的な規模の会議や競技会等のために使用する場合には、これらの用途のものを仮設建築物として新たに建築する場合（建築基準法第85条）と同様に、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、建築基準法の一部の規定を適用除外とすることができるようになります。

なお、許可する使用期間は原則1年以内となりますが、国際的な規模の会議、競技会等のために使用する場合で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことに加え、公益上やむを得ないと認められ、建築審査会の同意を得たときは、1年を超えて許可することができます。

(2) 許可対象となる建築物

一時的に次の用途に使用される既存建築物

ア 興行場、博覧会建築物等

イ 国際的な規模の会議、競技会等のために使用する興行場等

(3) 手数料

ア 興行場、博覧会建築物等 120,000円

イ 国際的な規模の会議、競技会等のために使用する興行場等

160,000円

改正前

既存建築物を他の用途として使用する場合

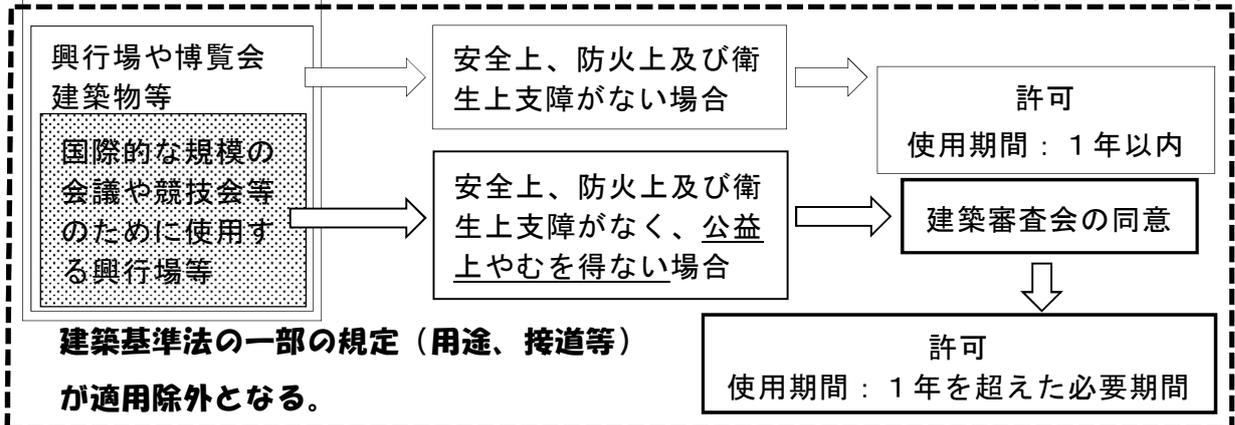
⇒ 建築基準法の各規定に適合させる必要がある。

改正後

既存建築物を他の用途として使用する場合

⇒ 建築基準法の各規定に適合させる必要がある。

法改正により追加



4 条例で定めるホテル及び旅館の外壁等に防火構造を求める旨の規定を削除することについて（条例第26条関係）

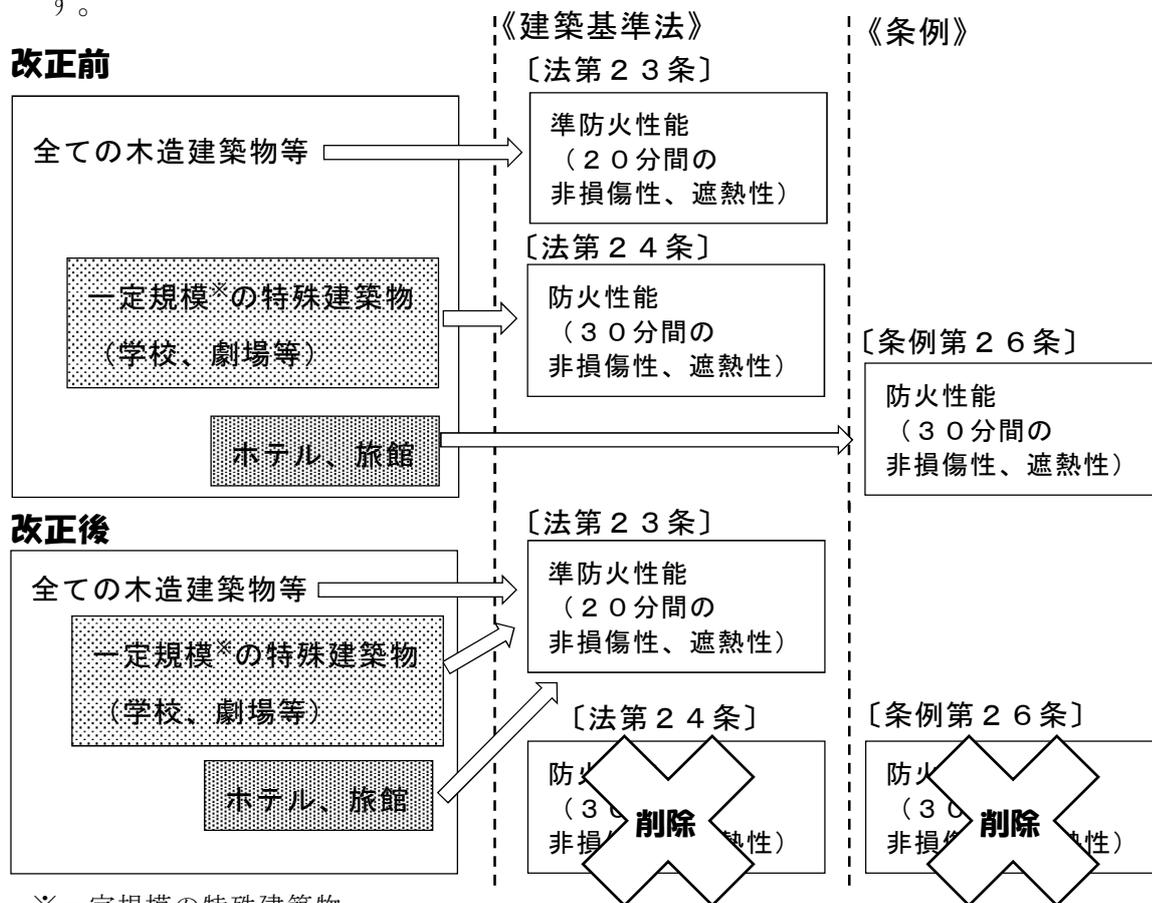
(1) 法改正の概要

建築基準法第24条では、不特定多数の者が利用する学校、劇場等で一定の規模のものに対し、外壁・軒裏で延焼のおそれのある部分について、「防火性能（30分間の非損傷性・遮熱性）」を有する構造（防火構造）とすることを求めてきました。

この法第24条が現在の規定内容となった昭和36年当時と比べ、消防力が著しく向上しているため、法第23条に規定する「準防火性能（20分間の非損傷性・遮熱性）」を有していれば、「防火性能」を有していなくとも延焼の抑制という目的が達成されることから、このたび法律が改正され、その規定が削除されました。

(2) 条例改正の概要

法改正の趣旨を踏まえ、横出し規制として、ホテル及び旅館（階数が2以上かつ床面積が400平方メートルを超えるもの）についても防火構造とすることを求めている条例第26条第2項及び第3項の規定を削除するものです。



※一定規模の特殊建築物
 学校、劇場等：全て
 自動車車庫：床面積50㎡を超えるもの
 百貨店、共同住宅等：階数2以上かつ床面積200㎡を超えるもの

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市建築基準条例の一部改正</p>	
<p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、<u>崖</u>（<u>勾配</u>が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。）に直接面してはならない。ただし、<u>崖崩れ</u>による被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>(<u>崖</u>付近の建築物)</p> <p>第5条 高さ3メートルを超える<u>崖</u>の下端（<u>崖</u>の下にあつては、<u>崖</u>の上端）からの水平距離が、<u>崖</u>の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成するときは、<u>崖</u>の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>崖</u>の形状又は土質により、安全上支障がないもの</p>	<p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、<u>がけ</u>（<u>こう配</u>が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。）に直接面してはならない。ただし、<u>がけ崩れ</u>による被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>(<u>がけ</u>付近の建築物)</p> <p>第5条 高さ3メートルを超える<u>がけ</u>の下端（<u>がけ</u>の下にあつては、<u>がけ</u>の上端）からの水平距離が、<u>がけ</u>の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成するときは、<u>がけ</u>の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>がけ</u>の形状又は土質により、安全上支障がないもの</p>

(2) 崖の上部の盛土の部分で、その高さが2.5メートル以下及び斜面の勾配が45度以下であり、かつ、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったもの

2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合において、その建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、又は崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物の主要構造部（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又は崖とその建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。

3 高さ3メートルを超える崖の上にある建築物の敷地には、崖の上部に沿って排水溝を設ける等の崖への流水又は浸水を防止するための適切な処置をとらなければならない。

（地盤面の指定を行う区域の指定）

第6条の2 法第52条第5項の規定による区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。ただし、地区整備計画等が定められた区域を除くものとする。

（階数の制限）

第6条の4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の階数は、最下階から数えて5を超えてはならない。

(2) がけの上部の盛土の部分で、その高さが2.5メートル以下及び斜面のこう配が45度以下であり、かつ、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったもの

2 前項の規定は、がけの上に建築物を建築する場合において、その建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないとき、又はがけの下に建築物を建築する場合において、その建築物の主要構造部（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけとその建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。

3 高さ3メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等のがけへの流水又は浸水を防止するための適切な処置をとらなければならない。

（地盤面の指定を行う区域の指定）

第6条の2 法第52条第5項の規定による区域は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。ただし、地区整備計画等が定められた区域を除くものとする。

（階数の制限）

第6条の4 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域における建築物の階数は、最下階から数えて5を超えてはならない。

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物があるときは、その用途に使用される部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）が100平方メートルを超え、

1,000平方メートル以内のもの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

(略)

(屋外への出口等)

第10条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 勾配は、12分の1以下とすること。

(3) (略)

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物があるときは、その用途に使用される部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）が100平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

(略)

(屋外への出口等)

第10条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) こう配は、12分の1以下とすること。

(3) (略)

3 (略)

(教室等の出口)

第15条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の用途に使用される建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類い又は屋外に直接通じる出口を2以上設けなければならない。

(共同住宅等の主要な出口)

第20条 (略)

2 前項の建築物が、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときのその区画された部分（以下この項において「区画部分」という。）は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通じる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅については、共用に係る区画部分を一つの建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(長屋の構造等)

第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならな

3 (略)

(教室等の出口)

第15条 小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園の用途に使用される建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通じる出口を2以上設けなければならない。

(共同住宅等の主要な出口)

第20条 (略)

2 前項の建築物が、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときのその区画された部分（以下この項において「区画部分」という。）は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通じる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅については、共用に係る区画部分を一つの建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(長屋の構造等)

第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物は、耐火建築物又は主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としな

い。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。

2-4 (略)

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 (略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にしなければならない。

2・3 (略)

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 (略)

2 (略)

なければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。

2-4 (略)

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 (略)

2 法第22条第1項の規定により指定された市街地の区域内にあるホテル又は旅館の用途に使用される木造建築物等で、階数が2であり、かつ、その用途に使用される部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にしなければならない。

3 建築物の一部が前項に該当するときは、政令第112条第12項の規定を準用する。

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にしなければならない。

2・3 (略)

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 (略)

2 (略)

(1) 内りの高さは、3メートル以上とすること。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(興行場等の廊下及び広間の類い)

第41条 興行場等の用途に使用される建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類いを設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類いに通じている場合で、避難上支障がないと認められるとき、又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類いは、片側とすることができる。

3 第1項の廊下又は広間の類いは、客席と混用されないように、壁で客席と区画しなければならない。

4 興行場等の客用の廊下、広間の類い及びこれらに通じる出口の戸は、次に定める構造にしなければならない。

(1)－(3) (略)

(4) 廊下及び広間の類いには、3段以下の段を設けないこと。

(1) 内法の高さは、3メートル以上とすること。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(興行場等の廊下及び広間の類)

第41条 興行場等の用途に使用される建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で、避難上支障がないと認められるとき、又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3 第1項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように、壁で客席と区画しなければならない。

4 興行場等の客用の廊下、広間の類及びこれらに通じる出口の戸は、次に定める構造にしなければならない。

(1)－(3) (略)

(4) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。

(5) 客席から廊下又は広間の類に通じる出口の戸は、開閉する際にその廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に確保できるものとする。

(興行場等の客席の構造)

第42条 (略)

(1) 椅子席の場合には、椅子を床に定着し、1席の占有幅は42センチメートル以上とし、前席椅子の最後部と後席椅子の最前部との間で通行に使用できる部分の間隔（前席がない場合にあつては、その椅子の前の通行に使用できる部分の間隔をいう。以下「前後間隔」という。）は35センチメートル以上とし、及び各椅子の背の間隔は80センチメートル以上とすること。

(2) 待見席又は立見席の場合には、椅子席の後方に設けることとし、縦通路（次条第3項第1号ただし書の規定によりその最前部及び最後部が横通路又は客席の出口に直通していない縦通路を除く。）に面すること。

(3) 待見席又は立見席の奥行きは、2.4メートル以下とし、待見席又は立見席と椅子席又は升席との間に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

(4) 主階より上の階の客席の前面には、堅固な手すり壁の類を設けること。

(5) (略)

(5) 客席から廊下又は広間の類に通じる出口の戸は、開閉する際にその廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に確保できるものとする。

(興行場等の客席の構造)

第42条 (略)

(1) いす席の場合には、いすを床に定着し、1席の占有幅は42センチメートル以上とし、前席いすの最後部と後席いすの最前部との間で通行に使用できる部分の間隔（前席がない場合にあつては、そのいすの前の通行に使用できる部分の間隔をいう。以下「前後間隔」という。）は35センチメートル以上とし、及び各いすの背の間隔は80センチメートル以上とすること。

(2) 待見席又は立見席の場合には、いす席の後方に設けることとし、縦通路（次条第3項第1号ただし書の規定によりその最前部及び最後部が横通路又は客席の出口に直通していない縦通路を除く。）に面すること。

(3) 待見席又は立見席の奥行きは、2.4メートル以下とし、待見席又は立見席といす席又はます席との間に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

(4) 主階より上の階の客席の前面には、堅固な手すり壁の類を設けること。

(5) (略)

(興行場等の客席内の通路等の構造)

第43条 興行場等の客席が椅子席の場合の通路は、次に定める構造にしなければならない。

(1) - (4) (略)

(5) 前2号に定めるもののほか、客席の床面積が1,000平方メートル以内のときは、縦通路の幅をその縦通路に面する客席の横列の椅子席の数(その客席の両側に縦通路があるときは、その客席の横列の椅子席の数に2分の1を乗じて得た数値とする。)ごとに6センチメートルを乗じて得た数値の合計

(客席が両側にある縦通路については、その合計が80センチメートルに満たないときは80センチメートルとし、客席が片側のみにある縦通路については、その合計が60センチメートルに満たないときは60センチメートルとする。)以上とし、かつ、横通路の幅を1.2メートル以上とすることができる。

2 興行場等の客席が升席の場合の升席及び通路は、次に定める構造にしなければならない。

(1) 升席の幅及び奥行きは、1.5メートル以下とすること。

(2) 縦通路又は横通路は、升席に面することとし、その幅は40センチメートル以上とすること。

3 (略)

(1) (略)

(興行場等の客席内の通路等の構造)

第43条 興行場等の客席がいす席の場合の通路は、次に定める構造にしなければならない。

(1) - (4) (略)

(5) 前2号に定めるもののほか、客席の床面積が1,000平方メートル以内のときは、縦通路の幅をその縦通路に面する客席の横列のいす席の数(その客席の両側に縦通路があるときは、その客席の横列のいす席の数に2分の1を乗じて得た数値とする。)ごとに6センチメートルを乗じて得た数値の合計

(客席が両側にある縦通路については、その合計が80センチメートルに満たないときは80センチメートルとし、客席が片側のみにある縦通路については、その合計が60センチメートルに満たないときは60センチメートルとする。)以上とし、かつ、横通路の幅を1.2メートル以上とすることができる。

2 興行場等の客席がます席の場合のます席及び通路は、次に定める構造にしなければならない。

(1) ます席の幅及び奥行きは、1.5メートル以下とすること。

(2) 縦通路又は横通路は、ます席に面することとし、その幅は40センチメートル以上とすること。

3 (略)

(1) (略)

(2) 横通路の両端（第41条第2項の規定により客席の片側に廊下又は広間の類いを設ける場合は、その廊下又は広間の類いを設ける側の端をいう。以下この号において同じ。）は、客席の出口に直通させること。ただし、最前部の横通路の両端から客席の出口までの長さが10メートル以下の通路があるときは、この限りでない。

4 (略)

5 前項ただし書の規定により段を設けるときは、蹴上げは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。

6 第4項ただし書に規定する通路で、高低の差が3メートルを超えるもの（階段の勾配が5分の1以下である通路を除く。）については、高さ3メートル以内ごとにこれに通じる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類い又は階段に通じさせなければならない。

7 第3項の通路の勾配は、10分の1（滑り止めを設けたときは、8分の1）を超えてはならない。

（興行場等の客席の出口）

第44条 興行場等の客席から廊下又は広間の類いに通じる出口には、段を設けてはならない。

2・3 (略)

4 興行場等の客席で椅子席が床に定着していない場合の第1項

(2) 横通路の両端（第41条第2項の規定により客席の片側に廊下又は広間の類を設ける場合は、その廊下又は広間の類を設ける側の端をいう。以下この号において同じ。）は、客席の出口に直通させること。ただし、最前部の横通路の両端から客席の出口までの長さが10メートル以下の通路があるときは、この限りでない。

4 (略)

5 前項ただし書の規定により段を設けるときは、けあげは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。

6 第4項ただし書に規定する通路で、高低の差が3メートルを超えるもの（階段のこう配が5分の1以下である通路を除く。）については、高さ3メートル以内ごとにこれに通じる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類又は階段に通じさせなければならない。

7 第3項の通路のこう配は、10分の1（滑り止めを設けたときは、8分の1）を超えてはならない。

（興行場等の客席の出口）

第44条 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通じる出口には、段を設けてはならない。

2・3 (略)

4 興行場等の客席でいす席が床に定着していない場合の第1項

の出口の数は、区画された客席の床面積の区分に応じて、次の表に掲げる数以上としなければならない。

(略)

(自動車用の出口)

第50条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 縦断勾配が100分の12を超える急坂

3 自動車車庫（自動車修理工場の車庫を除く。以下この項において同じ。）の用途に使用される建築物の敷地が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 自動車車庫の用途に使用される部分の床面積の合計が300平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が第1項の床面積の規模に応じた幅以上の間口及び奥行き（その道路が法第42条第2項の規定により指定された道路であるときは、道路の反対側の境界線からの水平距離をいう。）を公共のために使用される空地として道路状に築造したとき。

(2) 自動車車庫の用途に使用される部分の床面積の合計が300平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面し、かつ、その道路に

の出口の数は、区画された客席の床面積の区分に応じて、次の表に掲げる数以上としなければならない。

(略)

(自動車用の出口)

第50条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 縦断こう配が100分の12を超える急坂

3 自動車車庫（自動車修理工場の車庫は除く。以下この項において同じ。）の用途に使用される建築物の敷地が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 自動車車庫の用途に使用される部分の床面積の合計が300平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が第1項の床面積の規模に応じた幅以上の間口及び奥行き（その道路が法第42条第2項の規定により指定された道路であるときは、道路の反対側の境界線からの水平距離をいう。）を公共の用に使用される空地として道路状に築造したとき。

(2) 自動車車庫の用途に使用される部分の床面積の合計が300平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面し、かつ、その道路に

接した部分について、6メートル以上の間口及び奥行きを公共のために使用される空地として道路状に築造したとき。

4・5 (略)

6 市長が自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物の規模及び周囲の状況により通行上及び安全上支障がないと認めて許可したとき、又は消防用自動車の車庫の用途に使用されるときは、前5項の規定は、適用しない。

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第60条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第2第1項に定める手数料を納付しなければならない。

(中間検査合格証の交付を受けた建築物及び建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料)

第62条 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料については、第60条の規定にかかわらず、別表第3第1項に定める額とする。

2 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物の部

接した部分について、6メートル以上の間口及び奥行きを公共の用に使用される空地として道路状に築造したとき。

4・5 (略)

6 市長が自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物の規模及び周囲の状況により通行上及び安全上支障がないと認めて許可したとき、又は消防用自動車の車庫の用途に使用されるときは、第1項から前項までの規定は、適用しない。

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第60条 法第7条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による完了の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第2第1項に定める手数料を納付しなければならない。

(中間検査合格証の交付を受けた建築物及び建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料)

第62条 法第7条の3第5項、法第7条の4第4項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料については、第60条の規定にかかわらず、別表第3第1項に定める額とする。

2 法第7条の3第5項、法第7条の4第4項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物の部

分に含まれる昇降機の完了検査申請等手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、別表第3第2項に定める額とする。

(確認申請等手数料等を徴収しない場合及びその減免)

第65条 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定により確認の申請書の提出があったときは、第58条及び第59条に定める確認申請等手数料を徴収しない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前7条に定める手数料を免除し、又は減額する。

(1) - (3) (略)

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の緩和)

第67条 (略)

2 法第86条の4第1項に規定する建築物について、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第46条第4項又は第52条第1項の規定を適用する場合において、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第68条 法第85条第5項又は第6項に規定する仮設建築物については、第5条から第8条まで、第21条から第23条まで、第30条、第4章第7節、第50条から第54条まで及び

分に含まれる昇降機の完了検査申請等手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、別表第3第2項に定める額とする。

(確認申請等手数料等を徴収しない場合及びその減免)

第65条 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定により確認の申請があったときは、第58条及び第59条に定める確認申請等手数料を徴収しない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条及び第59条から前条までの規定に定める手数料を免除し、又は減額する。

(1) - (3) (略)

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の緩和)

第67条 (略)

2 法第86条の4第1項に規定する建築物について、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項、第46条第4項又は第52条第1項の規定を適用する場合において、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第68条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、第5条から第8条まで、第21条から第23条まで、第30条、第4章第7節、第50条から第54条まで及び第5章の規

第5章の規定は、適用しない。

(道に関する基準)

第69条の2 (略)

(1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合で、片側のみに隅切りを設けるときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする斜辺が3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けなければならない。ただし、角地の隅角が60度以下のときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺が3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りとしなければならない。

(2) 道は、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造とし、縦断勾配が9パーセントを超えるときは、滑り止めの処置を採らなければならない。

(3) - (5) (略)

2 (略)

別表第5 (第64条関係)

(1) - (8) (略)

(9) 仮設建築物建築許可申請手数料

ア 法第85条第5項の規定によるもの

120,000円

イ 法第85条第6項の規定によるもの

160,000円

定は、適用しない。

(道に関する基準)

第69条の2 (略)

(1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合で、片側のみに角切りを設けるときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする斜辺が3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む角切りを設けなければならない。ただし、角地の隅角が60度以下のときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺が3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む角切りとしなければならない。

(2) 道は、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造とし、縦断こう配が9パーセントを超えるときは、すべり止めの処置を採らなければならない。

(3) - (5) (略)

2 (略)

別表第5 (第64条関係)

(1) - (8) (略)

(9) 仮設建築物建築許可申請手数料

120,000円

(10) - (48) (略)

(49) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料

27,000円

(50) (略)

(10) - (48) (略)

(49) (略)

秦野市建築基準条例の一部改正

(建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料)

第59条 法第87条の4の規定により準用する、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 (略)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

第61条 法第87条の4の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第2第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 (略)

別表第5 (第64条関係)

(1) ~ (49) (略)

(50) 用途の変更による建築物の一時使用許可申請手数料

(建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料)

第59条 法第87条の2の規定により準用する、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 (略)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

第61条 法第87条の2の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第2第2項に定める手数料を納付しなければならない。

2 (略)

別表第5 (第64条関係)

(1) ~ (49) (略)

ア 法第 87 条の 3 第 5 項の規定によるもの

120,000 円

イ 法第 87 条の 3 第 6 項の規定によるもの

160,000 円

(51) (略)

(50) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）第 1 条の規定の施行の日のいずれか遅い日から、第 2 条の規定は同法第 2 条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた申請等に係る手数料は、なお従前の例による。